

日本口腔・咽頭科学会認定

耳鼻咽喉科睡眠認定医制度規約

第1章 総則

第1条（目的）

本制度は、耳鼻咽喉科領域における睡眠障害、とくに睡眠関連呼吸障害の専門的診療に資する医師を育成・認定することにより、睡眠医療の質の向上、患者への信頼性確保、並びに耳鼻咽喉科診療における睡眠障害治療の社会的認知を促進することを目的とする。

第2条（名称）

本制度により認定された医師は「日本口腔・咽頭科学会認定 耳鼻咽喉科睡眠認定医（Board Certified Otorhinolaryngologist in Sleep Medicine and Surgery, Japan Society of Stomato-pharyngology）」と称する。

第3条（認定医の役割）

認定医は、それぞれの地域において耳鼻咽喉科領域における睡眠障害、とくに睡眠関連呼吸障害の専門的診療の普及・啓発に努め、必要に応じて他診療科、他職種、他施設と連携しつつ、適切な診療水準を維持するものとする。

認定を受けた者の氏名および所属機関は、学会ホームページ等により公表する。

第2章 制度運営

第4条（運営組織）

本制度の運営のために「認定制度運営委員会」を設置し、以下の業務を行う。

1. 制度全体の企画、審議、立案
2. 認定申請の審査、試験の実施、症例評価
3. 外部学会との連携、広報、事務局管理その他制度運営に必要な業務

第5条（委員の選出と任期）

委員は、日本口腔・咽頭科学会理事会の承認を経て委嘱され、任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

第3章 認定医の申請資格

第6条（基本要件）

認定医の申請資格は以下のとおりとする。

- (1) 耳鼻咽喉科専門医の資格を有し、かつ取得後 1 年以上を経過していること
- (2) 日本口腔・咽頭科学会の正会員として 1 年以上の所属歴があること
- (3) 睡眠医療に関する 2 年間以上の臨床経験を有すること
- (4) 所定の講習会を 1 回以上受講していること
- (5) 睡眠医療についての幅広い知識及び診療能力を有するとともに、睡眠ポリグラフ検査等の睡眠医療に必要な検査を実施し、結果を判読する能力を有すること
- (6) 睡眠関連呼吸障害に対する外科的治療に関する十分な知識及び診療能力を有する。もしくは、睡眠関連呼吸障害に対する外科的治療に関する十分な知識を有し、適切な医療連携が可能であること
- (7) 睡眠医療に関連する研究・教育・学会活動等を通じて、学術的または社会的貢献を行った実績を有すること

第 7 条（試験）

令和 9 年度以降は、筆記試験および口頭試問を課す。詳細は施行細則に定める。

第 8 条（移行措置）

移行措置については別途細則に定める。

第 4 章 認定・登録・更新

第 9 条（認定手続）

申請者は所定の書類を提出し、必要な審査料を納付する。審査に合格した者には認定証が交付され、日本口腔・咽頭科学会認定耳鼻咽喉科睡眠認定医として登録される。

第 10 条（認定の有効期間）

認定の有効期間は 5 年間とし、更新には細則第 3 条に定める条件をみたすことを要件とする。

第 11 条（資格の更新）

更新申請は、認定期間満了の 6 か月前から受付可能とし、所定の更新料を納付する。

第 12 条（認定の取消・喪失）

以下の場合は認定を取り消す、または認定資格を喪失する。

- (1) 更新手続を行わなかったとき
- (2) 重大な倫理違反・不正があったとき
- (3) 申請書類に虚偽があったとき

(4) 認定医が日本口腔・咽頭科学会を退会したとき

第5章 申請料・認定料・更新料

第13条（費用）

(1) 申請料：10,000円

(2) 認定料：30,000円

(3) 更新料：30,000円

第6章 附則

第14条（施行日）

本規約は令和7年12月1日より施行する。

第15条（改訂）

本規約の改訂は日本口腔・咽頭科学会理事会および評議員会の承認を必要とする。

以上

作成日：令和7年1月29日

修正日：令和7年1月30日（メール審議反映）